

資料 1 に関するQA

No.	質問	回答
1	特定事業者の要件「府内で自動車30台以上（タクシー事業者の場合は75台以上）使用する事業者（規則第3条第3号イ又はロに該当する者）」のみ該当する場合は、「エネルギー多量使用事業者（自動車使用）向け届出制度」の計画・報告は必須で、「エネルギー多量使用事業者（工場・事業所等）向け届出制度」の計画・報告は必須ではないということか。	ご認識のとおりです。
2	毎年の実績報告書で使用する電気の排出係数は、報告対象年度の速報値と報告対象年度の前年の確定値のどちらを使用するか。また、基準年度の2013年度はどの年度の排出係数を使用することになるのか。	実績報告書で使用する電気の排出係数は、報告対象年度の前年の確定値を使用してください。 また、基準年度を2013年度に設定した場合は、2013年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数（2012年度の確定値）を使用してください。 【参考】 2013年度とした場合の電気事業者別排出係数一覧は、その紙面のどこかに「平成25年度の温室効果ガス算定に排出量を算定する際に用いる係数です。」と記載されています。その他の年度のものを探す時に、「〇〇年度の温室効果ガス算定に排出量を算定する際に用いる係数です。」と記載されている〇〇年度を確認してください。
3	対策計画書および実績報告書では各年度の調整後排出係数を使用することだが、前年度に比べて増えることもあり、府の目標目安である1年あたり1.5%削減を事業者努力でやり切るのにはかなり難しく感じる。この場合、多くの事業者がB評価またはC評価になってしまうと予想するが、この理解でよろしいか？	電気の排出係数について各年度の調整後排出係数を使用することで、エネルギー使用量の削減効果だけでなく、排出係数の低い電気事業者や電気メニューへの切替えによる削減効果も反映することができます。 より排出係数の低い電気事業者や電気メニューを選択いただき、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいただければと考えております。なお、基準年度比削減率が削減目安以上であれば、前年度比削減率が芳しくない場合でもA以上の評価となります。
4	脱炭素化ランクについて、ゴールドの基準年度比削減率50%以上は、削減目安の削減率の50%以上削減できた場合にランクが付与されるのか。（基準年度を2021年度としていた場合、2023年度には、2021-2022 が1%で2022-2023 が1.5% で合計2年間2.5%削減できていた場合を100%として、プラチナ表彰、1.25%以上削減できていた場合をゴールド表彰ということか。）	脱炭素化ランクについて、削減目安に関わらず、実績報告書で算出された基準年度比削減率が25%以上であればシルバー、50%以上であればゴールド、100%以上（事業者として府域でのカーボンニュートラルを実現）であればプラチナのランクが付与されます。
5	温室効果ガス排出量の削減目標及びCO ₂ 排出係数の取り扱いについて、2013年度の基準年度は当時の排出係数をもとに排出量を算出することだが、基準年度比削減率の目標における過去分（2014年から2022年、年1%目安部分）も各年度の排出係数を基に算出するのか。	2014年から2022年において各年度ごとに削減率を算出いただく必要はありません。目標年度の基準年度比削減率は、目標年度である2030年度の温室効果ガス総排出量の目標値を設定いただき、算出します。温室効果ガス総排出量の目標値を設定するにあたっては、目標年度に目指す排出係数を検討いただき、その排出係数を用いて算出いただければと思います。
6	資料1のスライド2ページについて、府の計画では温室効果ガス40%削減となっており、国の温対計画では46%となっているが、なぜこのような差が生まれているのか？また40%削減できなかつたら罰則はあるのか？	算出に使用した電気の排出係数が異なったため、府と国の目標値に差が生まれています。なお、国が算定で使用した排出係数を用いて試算した場合、府の削減目標は約48%となります。 また、40%削減は実行計画の中で定めた府としての目標であるため、府および事業者への罰則等はありません。
7	エネルギー使用量は1500kWh/年以下で、自動車使用台数は100台を超える特定事業者は、これまで電気使用量の計画・実績報告を行っていたが、2024年度以降は不要になるのか？	ご認識のとおりです。
8	2013年度を基準年度として削減目標を立てることが困難な場合、エネルギー使用量全体から大阪府域内のエネルギーを按分することは可能か。また、2030年度までの目標を年度毎を含めて達成できなかった場合、どのような罰則規程があるのか。	2013年度を基準年度として設定することが難しい場合は、個別にご相談させていただきながら基準年度を設定できればと思います。また、目標を達成できないことによる罰則規定はありません。
9	2013年度に府内にあった事業所が現在閉鎖している場合、2013年度の数値は、2013年度実績の報告書の数値をそのまま使用するのか、閉鎖した事業所分の使用量等を差し引いて使用するのか、どちらになるのか。	閉鎖した事業所分の使用量等を差し引いて使用いただければと思います。詳しくは報告年度に府担当とご相談ください。
10	2013年度実績の報告書が見つからない場合、当時提出した報告書を開示していただくことは可能か。	当時提出いただいた報告書の開示については、現在検討中のため、方針が決まりましたら、また特定事業者のみならずへご連絡させていただきます。
11	事務所はオフィスのみで、ビル1フロアの2/3程度の面積になるが、エネルギーの多量使用の対象外か。	事務所がオフィスのみである、あるいはその一部分といったケースでも、特定事業者の要件を満たしている場合は対象となります。
12	改正された重点対策のハンドブックはいつ頃公表されるのか。対策計画を検討するために各重点対策の「チェック項目」「判断基準等」が必要になるため、遅くとも2月中（可能であれば1月中）に公表してほしい。	「特定事業者の重点対策ハンドブック」については、「届出手引き」に集約して公表する予定としております。また公表時期については、2023年1～2月頃を予定しております。
13	事業者への周知はどのように進めるのか。また、対象事業者が届出を行わなかった場合、府から督促等を行うのか。	大阪府のホームページ上に届出制度の案内を掲載するとともに、現在、特定事業者として計画・報告を提出いただいている事業者には、届出が必要である旨を事前に連絡する予定としております。また、対象事業者が届出を行わなかった場合は、条例第42条に基づく勧告及び条例第43条に基づく勧告に従わない者の公表を行うことがあります。
14	府の目標としては、2013年比で2030年に40%削減となっているが、資料1のスライド8ページには、2013～2022年度は1年あたり1%で、2023～2030年度は1年あたり1.5%を目安とすると記載されている。この目安では2030年に2013年比で20%程度の削減となりますが、特定事業者の目標は、この目安に基づく削減率でよいのか。また、基準年度を2021年とした場合、2022年まで1年あたり1%、2023年以降は1年あたり1.5%と考えていいのか。削減計画を策定する場合の数値目標について教えてほしい。	府実行計画における削減目標40%の数値については、産業・業務部門において、すべての特定事業者が本削減目安をちよど達成した場合の削減量に加え、業界基準等に即して自主的にさらに高い基準を設定して対策を行う事業者による削減量等も上乗せして算定するとともに、社会全体での再エネルギー利用拡大による電気の排出係数の低減による効果や家庭部門・運輸部門等における対策も合わせて算定したものです。そのため、特定事業者におかれましては、まずは本削減目安の達成をめざして取り組んでいただくと、さらなる削減に向けて意欲的に取り組んでいただければと考えています。府としては、そうしたさらなる取組みをされた事業者を評価するため、脱炭素化ランクなどの新たな評価制度を設けています。 また、基準年度を2021年とした場合、2022年まで1年あたり1%、2023年以降は1年あたり1.5%と考えていただき、基準年度比削減率を設定いただければと思います。
15	基準年度を2013年度とした理由を教えてください。また、資料1のスライド8ページに2030年度40%達成とあるが、40%という値の算出方法を教えてください。	基準年度を2013年度とした理由は、府が策定した「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に掲げている「2030年度の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減」という目標を踏まえ、特定事業者も同様に2013年度比で設定しました。また、事業者によっては、直近の過去に相当程度の削減努力を行ってきたケースもあることから、そうした各社の状況にも一定の配慮をするため、2013年度を基準年度としました。 府域全体の削減目標である40%という値については、実行計画を策定した当時の国計画における省エネ促進や再エネルギー導入等による削減見込みに加え、想定される国による追加の対策強化分を先取りして見込み、さらに府独自の対策による削減見込み分を上乗せして算出しております。
16	大阪府が目標とする「2030年度に2013年度比40%削減」を上回るペースで再エネ電力を調達しているが、再エネ電力の価格は今後上昇していくことが予想される。費用によっては、再エネ電力の導入量を前年度比で大幅に少なくせざるを得ない場合も想定されるが、当該年度（少なくとも年度）が「大阪府の目標ペース以上で削減できていた」としても評価Cとなるのか？	基準年度比削減率が削減目安以上であれば、前年度比削減率が芳しくない場合でもA以上の評価となります。また、基準年度比で大幅に削減できている場合は、前年度比削減率に関わらずランク付けされる脱炭素化ランクでも評価を行います。
17	資料1のスライド16・17・28ページの「評価制度」について、国のエネルギー定期報告では評価がBの場合は指導、Cの場合は改善命令があるが、府の評価制度においても罰則等はあるのか。コロナウイルス対策のため、空調関係のエネルギー使用量を削減することが難しく、昨今の電力事情の影響により新電力との契約ができず、再エネ指定の電力調達は困難な状況である。現場ではエネルギー利用を最大限抑えるべく対応し、設備も最大限更新を進めているものの、年によってはBやCの評価も避けられないのではと危惧しているところである。削減に努めているなかで社会情勢の影響で評価が下がり、ペナルティを受けるというのは承服しがたいところである。	評価区分による罰則規定はありません。なお、基準年度比削減率が削減目安以上であれば、前年度比削減率が芳しくない場合でもA以上の評価となります。また、削減状況や重点対策の実施状況を確認した上で、対策の促進を図るために必要と認めるときは、条例第13条に基づく指導・助言や府等による支援メニューの案内、若しくは条例第14条に基づく立入調査等を実施する場合があります。

No.	質問	回答
18	改正後の実績報告書の評価は、「基準年度比削減率」「前年度比削減率」「重点対策実施率」で評価されることだが、「基準年度比削減率」と「前年度比削減率」では、どちらを重視されるのか。	基準年度比削減率が削減目安以上であれば、前年度比削減率と重点対策実施率によってS～Aに区分されますが、基準年度比削減率が削減目安未満であれば、前年度比削減率と重点対策実施率によって、BまたはCに区分されるため、基準年度比削減率を重視した評価制度としております。
19	資料1のスライド2ページに温室効果ガス削減目標が2030年度に2013年度比で40%削減とある一方で、スライド8ページの温室効果ガス排出量の削減目標が1年あたり1%および1.5%で2030年度に2013年度比で約20%削減程度（スライド8ページ図）としかかっていない。この差はなにか。また、府として40%削減の目標をどのように達成するのか。	府実行計画における削減目標40%の数値については、産業・業務部門において、すべての特定事業者が本削減目安をちょうど達成した場合の削減量に加え、業界基準等に即して自主的にさらに高い基準を設定して対策を行う事業者による削減量等も上乗せして算定するとともに、社会全体での再エネ利用拡大による電気の排出係数の低減による効果や家庭部門・運輸部門等における対策も合わせて算定したものです。そのため、特定事業者におかれましては、まずは本削減目安の達成をめざして取り組んでいただきつつ、さらなる削減に向けて意欲的に取り組んでいただければと考えています。府としては、そうしたさらなる取組みをされた事業者を評価するため、脱炭素化ランクなどの新たな評価制度を設けています。 また、削減目標の達成に向けては、本条例に基づく特定事業者の排出削減対策をはじめとした事業者における脱炭素化に向けた取組促進のほか、あらゆる主体の意識改革・行動変容の取組みや、CO2排出の少ないエネルギーの利用促進、輸送・移動における脱炭素化に向けた取組促進など、実行計画に掲げた様々な取組みを着実に推進していきます。
20	説明会は後日youtubeで閲覧できるのか。音声が開かえなかった部分を再度確認したい。	冒頭にシステムトラブルで音声の配信ができなかった部分があり、ご迷惑をおかけしました。ただし当該部分は開会にあたっての挨拶等であり、制度についての説明は含んでおりません。制度の説明については配信時と同様のURLより閲覧いただくことが可能です。なお、資料2については音声の不具合で聞き取りづらい箇所があるため、ご説明した内容を資料に掲載しておりますので、そちらもご参照ください。また、大阪府ホームページにもアーカイブを掲載しております。
21	再生可能エネルギーの定義は改正省エネ法で規定する非化石エネルギーと同等にするなど、集計および報告内容がダブルスタンダードにならないように配慮願いたい。	改正省エネ法では、供給側の非化石に伴い、再生可能エネルギーをはじめ、水素・アンモニア等も含めた非化石燃料を報告対象としていますが、府としては再生可能エネルギーの利用促進が重要と考えていること及び府内事業者が報告を作成する上で非化石燃料すべての実績を把握することは相当の負担が生じることを考慮し、本条例においては、再生可能エネルギーのみの利用状況について、特定事業者が把握できる範囲で集計および報告いただくこととしました。なお、再生可能エネルギーに関しては、規則第45条第2項（令和5年4月施行）においても高度化法と同様の定義としていることから、国の定義と違いはありません。上記の内容で不明な部分について、詳しくは報告年度に府担当とご相談ください。

資料 2 に関するQA

No.	質問	回答
1	資料 2 のスライド 5 ページ記載の「対象とする事業者」について、「③府内で一定規模以上の自動車(軽自動車を除く)を使用する事業者」の要件のみに該当する事業者は、対策計画書・実績報告書ともに事務所で電気使用量等の報告が不要となり、7～10ページに記載の自動車に関する項目のみ記載が必要となるのか。	原則はお示しのとおりです。 ただし、重点対策項目(加算項目)の「省エネ取組率」など、事務所のエネルギー使用量に係る項目について評価を希望される場合は、事務所で電気使用量をご記載いただく必要があります。
2	自動車関係で、委託先に実施を求める「排出抑制対策」とは、例えばどのようなものか。	委託先に実施を求める「排出抑制対策」の現在の内容については「大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書及び実績報告書等届出の手引き(令和4年6月)」に記載している「事業所で使用する自動車における温室効果ガスの排出抑制対策」の「委託者としての自動車対策」をご参照ください。 なお、手引きは改正後条例の届出内容に応じ、今後変更する場合があります。
3	資料 2 のスライド 5 ページ記載の「対象とする事業者」について、「①エネルギー使用量(原油換算値)が合計1,500kL/年以上である事業者」②連鎖化事業者のうち、府内に設置している加盟店を含む全ての事業所のエネルギー使用量が合計して1,500kL/年以上である事業者」については、事務所で使用する電気量とダブルカウントされるので、EV(電気自動車)に充電する電気量は計上されないとのこと。 そうであれば、なぜ10ページ記載の「自動車のエネルギー使用量と台数」【EV/FCV一覧】を記入せねばならないのか。 また、届出の記入内容については条例等で規定されているのか。	様式にデータをご記入いただくことにより、①②に該当する事業者についても「自動車を使用する電気使用量等の目安」が表示されます(この数値はエネルギー使用量に計上されません)。事務所の電気使用量に含まれる自動車の電気使用量の内訳を見る化し、事業所全体の省エネを更に進めるための検討データとして、ご記入をお願いいたします。 なお、規定については、改正後条例第9条にて「対策計画書を作成し、知事に届け出なければならない」とされており、その記入内容は「事業活動に係る気候変動の緩和(略)のための対策」としています。また、同条例第11条にて「対策の結果を記載した実績報告書を作成し(略)知事に届け出なければならない」としています。届出の内容については、条例の規定により実施いただく対策の検討のため、記入を求めるものです。
4	資料 2 のスライド 5 ページ記載の「対象とする事業者」が拡大されるとのことだが、制度が改正されるのはいつか。 また、大阪府の例規集のウェブページ(※)掲載の条文等はいつ更新されるか。 ※ https://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_menu.html	制度改正は令和5年4月1日付けで施行します。 なお、条例改正については令和4年3月29日付け大阪府公報第701号、規則改正については令和4年3月30日付け大阪府公報第702号に掲載し公表していますが、大阪府の例規集のウェブページについては、施行後に順次修正される予定です。
5	改正条例に対応した令和5年度版の手引きや記入例などは、府ホームページにいつ頃公開されるか。	公表時期については、2023年1～2月頃を予定しております。
6	自動車の燃料の集計は、軽自動車も含める必要があるか。	改正前条例と同様、軽自動車を使用する燃料使用量についてもご記入ください。使用量を届出者が把握できない場合(レンタカーで借主が燃料を補給する場合など)については、事務局までご相談ください。
7	親会社が自動車100台以上使用しており、現在届出をしている。子会社では自動車を30台以上100台未満保有しており、令和5年度以降届出対象となる。届出は親会社、子会社で別々に届出が必要か。	届出は法人単位(または連鎖化事業者単位)でご提出ください。 例えば、子会社が支店などとした取扱いで、親会社と同一法人であれば、取りまとめて提出してください。 また、届出が必要かどうかを判断するための「事務所で使用する自動車台数」については、大阪府内に所在する事業所で使用する台数を合計して算出してください(府外に所在する事業所の自動車使用台数は対象外です)。
8	届出が必要かどうかを判断するための「事務所で使用する自動車台数」には、職員が業務で用いるレンタカーやカーシェアの使用台数も含めるのか。 また、その場合の燃料使用量等を届出に記載する必要があるか。	レンタカーやカーシェアで使用する自動車など、その自動車の車検証記載の「所有者」「使用者」が自社ではなく、かつ、同一の車両を日常的・反復的に使用しない自動車については、届出が必要かどうかを判断するための「事務所で使用する自動車台数」に加算いただく必要はありません(レンタカーやカーシェアの運営事業者側の届出にて計上されます)。 また、そのような自動車については、燃料使用量を届出に記入いただく必要はありません。
9	自動車の使用台数が30～99台の事業者は、いつから計画書や実績報告書の届出が必要か。	自動車の使用台数が30～99台であり、制度改正により届出が必要となる自動車使用事業者については、対策計画書の提出は令和5年度より、実績報告書の提出は令和6年度(令和5年度実績)より必要となります。
10	「①エネルギー使用量(原油換算値)が合計1,500kL/年以上である事業者」(または②連鎖化事業者のうち、府内に設置している加盟店を含む全ての事業所のエネルギー使用量が合計して1,500kL/年以上である事業者)の要件と、「③府内で一定規模以上の自動車(軽自動車を除く)を使用する事業者」の要件のどちらにも該当するが、①(または②)と③の届出を別に提出できるか。	事業所全体のエネルギー使用量や重点対策項目の評価は法人単位(または連鎖化事業者単位)で実施するため、届出は法人単位でまとめてください。 自動車に係る連絡先担当を別に指定したい場合などについては、事務局にご相談ください。
11	電気自動車(EV)について、外出先で充電した場合の電気使用量は届出に計上しなくてよいのか。	外出先での電気使用量は把握できないケースが多いため、計上していただく必要はありません。
12	資料 1 で説明された内容(重点対策項目の変更など)は、「③府内で一定規模以上の自動車(軽自動車を除く)を使用する事業者」の要件のみに該当する事業者にも適用されるか。	資料 1 の説明内容は「③府内で一定規模以上の自動車(軽自動車を除く)を使用する事業者」の要件のみに該当する事業者にも適用されます。
13	事業所・工場について拠点の統合を繰り返し、現在の体制となった。現在の体制となった年度を基準年度としてよいのか。	事業所・工場を統合された場合、基準年度の設定やその年度の事業所・工場をどのようにご報告いただくかについては、統合された状況によって対応が異なる場合があります。判断が難しい場合は、事務局までご相談ください。
14	資料 2 のスライド10ページ記載の「自動車のエネルギー使用量と台数」【EV/FCV一覧】には、使用車両の「自動車登録番号/車両番号」(個別車両のナンバープレート情報)を必ず記入しなければならないのか。 また、個別車両ごとでなく、車種ごとにとまとめて行ってよいのか。	「自動車登録番号/車両番号」は任意記入の項目です。事務局からの問合せ等に対応いただく際に判別しやすいよう、申請者の車両管理番号などをご記入いただいても問題ありません。 また、エネルギー使用量やCO2排出量については、個別車両ごとでなく車種ごとの合計値などでのご報告でも問題ありませんが、その具体的な方法等については事務局までご相談ください。
15	「自動車使用管理計画」の届出制度が変更されるということか。	「自動車管理計画」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)」の届出かと推察します。 説明会でご案内した「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」の届出とは別のものですので、それぞれで届出が必要です。
16	「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)」の対策地域外(府の一部の町村域)についても届出が必要か。 また、大阪府域外の事業所・工場が使用する車両についても届出は必要か。	説明会でご案内した「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」の届出は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)」の届出とは、別のものです。従って、同法の対策地域外の車両についても条例については届出が必要となります。 なお、大阪府域外の事業所・工場が使用する車両については届出は必要ありません。
17	申請時期の案内などについては、対象事業者にメールなどでお知らせできるのか。	前年度に改正前条例に関する計画書や実績報告書の届出をされた事業者については、改正後条例の届出に関するご案内をメールで送付する予定です(連絡先として届出書に記載いただいているアドレスにて)。

資料 3 に関するQA

No.	質問	回答
1	「脱炭素経営宣言登録制度」はいつまでに申し込みばよいか。	2023年4月から登録受付を開始する予定です。
2	脱炭素経営宣言をすることで、宣言事業者では義務が発生したり、費用負担が発生することはあるか。	脱炭素経営宣言を行うにあたっての登録費用はございません。なお、宣言事業者に対して明確な義務はございませんが、脱炭素経営に向けた取組みの実践に努めていただきますようお願いいたします。
3	届出を行う条件はあるか。	多くの事業者に宣言をしていただきたいと考えており、取り組みやすい宣言項目など、脱炭素経営宣言の内容・要件について詳細を検討しています。
4	脱炭素経営宣言は、まず、宣言して登録し、支援を受けてできることから融資を受けながら導入していくような内容かと思えます。脱炭素経営宣言の登録をして、支援を頂いても、経営状況や事業構造を考えると活用できない場合もあり得るが、問題ないか。 脱炭素経営宣言認証を得るための支援メニューは全てクリアすることが条件となるのか。	脱炭素経営宣言をした事業者においては、脱炭素経営に向けた取組みの実践に努めていただきたく考えており、各事業者の経営状況等に応じて、必要な支援メニューを活用して、可能な範囲でご対応ください。
5	様々な支援メニューの活用対象は中小企業に限られるのか。	事業規模によらず、あらゆる事業者が活用可能です。 ※支援メニューの情報の中には、事業者の規模要件が設定されているものもあります。

資料 5 に関するQA

No.	質問	回答
1	<p>木材利用量の0.5m3以上というのは、実際、どの程度の利用になるのか。木質テーブルでいくつくらいか、木製椅子で何脚くらいか目安はないか。</p>	<p>実際に導入する椅子、机等のサイズによりますが、一例として、写真の机・椅子 2 脚のセット場合、大阪府内産の木材利用量0.5m3の目安は15セットになります。</p> 
2	<p>23年度末に新築ビルの竣工があるが、いいタイミングなので木材固定量の認証を受けたい。大阪府産の木材限定とのことであるが、大阪産の木材を利用した什器は、どのメーカーで取り扱っているのか。大阪府産の木材取扱業者の一覧などあれば開示してほしい。</p>	<p>大阪府内産の木材を利用した什器の取扱いメーカー及び木材取扱業者一覧について、現時点では検討中です。お示しできる一覧表が作成できましたらHP等でお知らせいたします。</p>